

【勤務地：東京都区内】

期間業務職員の採用について（障害者雇用）

内閣官房国家安全保障局では、障害者雇用の一環として、障害者を対象とした期間業務職員（非常勤職員）を次のとおり募集いたします。

職務内容 翻訳事務（ロシア語の政府刊行物等について、語意を正確にとらえた適切な日本語訳に変換する）
※テレワークによる勤務が基本となります

雇用期間 令和6年6月1日から令和7年3月31日
※採用後、1ヶ月間は条件付採用期間となります。
※雇用期間終了後、勤務成績等により更新することも可能です（但し、令和9年3月31日まで）。

募集人数 1名

資 格 1 次に掲げる手帳等の交付を受けている方
※下記の手帳等は応募時及び面接日当日において有効であることが必要です。

- ① 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）
- ② 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
- ③ 精神障害者保健福祉手帳

2 一般的なパソコン操作（Word, Excel 等）が可能な方

3 ロシア語能力試験（2級以上）に合格している、あるいは当該試験合格と同等の語学能力を有する方

4 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）
第12条に基づく適正評価の実施に同意できる方

※なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。

- ・日本国籍を有しない者
- ・国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

求める人材

- 1 協調性を持って、意欲的に業務に取り組める方
- 2 内閣官房での勤務経験を活かし、民間企業などへの就労を考えている方
- 3 テレワーク時のご自身の労務管理が可能な方
- 4 パソコン（ワードプロセッサソフト及び表計算ソフト（Word、Excel等））が扱える方

勤務時間 原則：8：30～17：15（7時間45分）
※ 上記以外の勤務の在り方についても、要相談の上、応じることは可能ですが、その場合、給与等の処遇について変更が生じる可能性がありますので予めご承知おきください。

休憩時間 12：00～13：00までの60分

休日 土日祝日

休暇 年次休暇10日（採用から半年経過後に付与。再採用時に繰越可。）

就業場所 自宅によるテレワーク

勤務設備 PCは貸与しますが、ネットワーク環境はご自宅のものを使用してください。

給 与 日給9,260円～11,090円/日（職務経歴による）
日給月給制・・・月初から月末までの勤務日数の実績分を翌月（原則16日）に支給

諸 手 当

- ・通勤手当
通勤実績に応じて支給
- ・住居手当
毎月の家賃額に応じて月額28,000円以内
- ・超過勤務手当
超過勤務実績に応じて支給
- ・在宅勤務等手当
在宅勤務実績に応じて支給

賞 与 一定の条件を満たした場合、年2回（6月及び12月）賞与が支給されます。

退職手当 一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。

加入保険 雇用保険、健康保険（国家公務員共済組合(短期給付)）、厚生年金保険（第1号厚生年金被保険者）に加入。
※ 国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。
※ 再採用により、一定の要件を満たした上で引き続き1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は国家公務員共済組合制度（長期給付）への加入に切り替わります（短期給付と長期給付が適用されます）。

応募要領 下記①及び②の書類を郵送にて送付ください。
※応募書類は返却いたしません。
※応募書類に記載された個人情報につきましては、本件採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。

- ① 市販の履歴書（カラー写真貼付）
必要事項及び志望動機（200字程度）を記載したもの
- ② 面接時配慮事項調査票（指定様式あり）
配慮を必要としない場合もご提出ください
- ③ 語学能力を有することが証明できる資料

- ✓業務内容の配慮の確認のため、障害種別、等級、障害の状況や配慮事項等を、可能な範囲で応募の書類に記入してください。
- ✓障害種別と等級の記載につきましては、障害者手帳等の写しでも代用可能です。

<あて先及びお問合せ先>

〒100-0014

東京都千代田区永田町2-4-12

内閣官房国家安全保障局 人事担当

電話(03)5253-2111(代表)(内線82919)

募集期限 令和6年4月30日(火) 必着

試験 1次選考 書類審査
2次選考 面接試験(就労支援機関の同席可)

※令和6年5月15日(水)までに1次選考(書類審査)を行い、2次選考(面接試験)を行うこととなった方へのみ、2次選考の方法、日時、場所をご連絡いたします。